

## 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

坂戸市

令和5年3月に改正された公共工事設計労務単価（新労務単価）は令和4年当初の労務単価と比べ、全国全職種平均で5.2%の上昇となりました。

本市が発注する建設工事はこの新労務単価を適用しております。

受注者におかれましては、技能労働者への適切な賃金水準の確保のため、今後とも下記事項について適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

令和5年4月1日 改正

### 1 適切な賃金の支払いについて

- ・適切な価格での下請契約を締結してください。
- ・下請業者に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請してください。
- ・雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ってください。

### 2 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底について

- ・下請契約を締結する場合は、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額としてください。
- ・技能労働者に対し、法定福利費相当額を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に参加させてください。

### 3 工事現場における周知ポスターの掲示について

- ・本市が発注した建設工事について、工事現場に別紙のポスターを掲示してください。

なお、国土交通省では、上記の取り組み状況などの実態を把握するとともに、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、相談窓口として「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」を開設しておりますのでお知らせします。

#### 【新労務単価フォローアップ相談ダイヤル】

TEL 0570-004976

受付時間：10時から12時まで 13時30分から17時まで

（土日・祝祭日・閉庁日を除く）